

第 6 8 回
東京都食品衛生調査会会議録

平成 1 5 年 8 月 2 8 日 (木曜日)
第一庁舎北側42階特別会議室 A

午後2時03分 開会

奥澤食品監視課長 お待たせいたしました。定刻となりましたので、ただいまより第68回東京都食品衛生調査会を開催させていただきます。

委員の皆様にはお忙しい中を御出席いただきまして、まことにありがとうございます。

私は、健康局食品医薬品安全部食品監視課長の奥澤と申します。よろしくお願いいたします。

本日は委員の改選後最初の会議でございます。後ほど会長及び副会長の選出をしていただきますが、それまでの間、私が進行を務めさせていただきます。

また本来、ここで委員の皆様お一人お一人に委嘱状をお渡しすべきところでございますが、時間等の関係もございますことから、あらかじめ席上に委嘱状を置かせていただいております。どうぞこの点、御了承を賜りますようお願い申し上げます。

なお、本調査会は、資料、議事録等は原則公開することとなっておりますので、あらかじめ御承知おきください。

それでは、最初に定数の確認をさせていただきます。本調査会は、東京都食品衛生調査会条例第8条第1項により、委員の半数以上の出席によって成立することとなっております。ただいま御出席の委員は15名で、委員総数20名の過半数に達しており、定足数を満たしておりますことを御報告申し上げます。

引き続きまして、本日初めての会議でございますので、委員の皆様を御紹介させていただきます。

お手元の会議次第1ページに委員名簿が、また、別添で座席表を御用意させていただいております。あわせてごらんいただきたいと思います。

それでは、名簿の順に従いまして委員の皆様を御紹介申し上げます。

碧海委員でございます。

碧海委員 碧海でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

奥澤食品監視課長 池山委員でございます。

池山委員 池山でございます。よろしくお願いいたします。

奥澤食品監視課長 伊藤委員でございます。

伊藤委員 伊藤でございます。

奥澤食品監視課長 岩淵委員でございます。

岩淵委員 岩淵でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

奥澤食品監視課長 奥田委員でございます。

奥田委員 奥田です。よろしくお願いいたします。

奥澤食品監視課長 河西委員でございますが、本日は都合により欠席されております。神谷委員でございます。

神谷委員 神谷でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

奥澤食品監視課長 黒川委員でございます。

黒川委員 黒川でございます。よろしくお願いいたします。

奥澤食品監視課長 交告委員でございます。

交告委員 交告でございます。よろしくお願いいたします。

奥澤食品監視課長 近藤委員でございますが、本日、都合により欠席されております。
鈴木委員でございますが、本日、所用で若干おくれて御出席と承っております。
高野委員でございますが、本日、都合により欠席されております。
高橋委員でございます。
高橋委員 高橋でございます。よろしくどうぞお願いします。
奥澤食品監視課長 高濱委員でございます。
高濱委員 高濱でございます。よろしくお願いいたします。
奥澤食品監視課長 服部委員でございますが、本日、都合により欠席されております。
林委員でございます。
林委員 林でございます。よろしくお願いいたします。
奥澤食品監視課長 宮澤典子委員でございます。
宮澤（典）委員 宮澤でございます。よろしくお願いいたします。
奥澤食品監視課長 宮澤文雄委員でございます。
宮澤（文）委員 宮澤です。よろしくお願いします。
奥澤食品監視課長 谷茂岡委員でございます。
谷茂岡委員 谷茂岡です。よろしくお願いいたします。
奥澤食品監視課長 和田委員でございます。
和田委員 和田でございます。よろしくお願いいたします。
奥澤食品監視課長 引き続き、東京都職員を紹介いたします。
福永副知事でございます。
福永副知事 福永でございます。よろしくお願いいたします。
奥澤食品監視課長 平井健康局長でございます。
平井健康局長 よろしくお願いします。
奥澤食品監視課長 中井健康局食品医薬品安全部長でございます。
中井健康局食品医薬品安全部長 中井でございます。よろしくお願いいたします。
奥澤食品監視課長 高田生活文化局消費生活部長でございますが、本日は代理で柳田生活安全課長が出席しております。
柳田生活文化局生活安全課長 柳田でございます。よろしくお願いいたします。
奥澤食品監視課長 市原産業労働局商工部長でございますが、本日は代理で潮田経営革新課長が出席しております。
潮田産業労働局経営革新課長 潮田です。よろしくお願いいたします。
奥澤食品監視課長 菊地産業労働局農林水産部長ですが、本日は武田副参事が出席しております。
武田産業労働局副参事 武田です。よろしくお願いします。
奥澤食品監視課長 松葉環境局環境改善部長でございますが、本日は寺田有害化学物質対策課長が出席しております。
寺田環境局有害化学物質対策課長 寺田です。よろしくお願いいたします。
奥澤食品監視課長 高津中央卸売市場事業部長でございますが、本日は上田市場政策担当参事が出席しております。
上田市場政策担当参事 上田でございます。よろしくお願いいたします。

奥澤食品監視課長 木村健康局参事でございます。

木村健康局参事 木村でございます。

奥澤食品監視課長 秋山健康局食品医薬品安全部安全対策課長でございます。

秋山安全対策課長 秋山でございます。よろしく願いいたします。

奥澤食品監視課長 小川健康局食品医薬品安全部副参事でございます。

小川健康局副参事 小川でございます。よろしく願いいたします。

奥澤食品監視課長 村田健康局食品医薬品安全部副参事でございます。

村田健康局副参事 村田でございます。よろしく願いいたします。

奥澤食品監視課長 それでは、ただいまから会長の選出をお願いしたいと思います。

お手元の資料、3ページの調査会条例をごらんいただきますと、その第5条第1項の規定によりまして、本調査会には会長及び副会長2名を置くことになっております。また、同条第2項の規定によりまして、会長及び副会長は委員の皆様の互選によりお選びいただくことになっておりますが、いかがいたしましょうか。

交告委員 委員の交告でございますが、前回の調査会で会長をお務めになりました宮澤文雄委員を会長に推薦いたしたいと存じますけれども、いかがでしょうか。

奥澤食品監視課長 ただいま、前回の調査会において会長を務められました宮澤文雄委員を推薦したいという御提案がございましたが、いかがでございましょうか。

(「異議なし」の声あり)

奥澤食品監視課長 異議なしとお声がございましたので、宮澤文雄委員に会長をお引き受け願いたいと思います。宮澤文雄委員、よろしく願いいたします。

それでは、宮澤会長、どうぞ会長席の方にお着きいただきたいと思ひます。

(宮澤会長、会長席に着席)

奥澤食品監視課長 それでは引き続きまして、副会長2名を選出していただきたいと思ひますが、いかがいたしましょうか。

神谷委員 神谷でございます。副会長は会長の補佐役という大変重要な役席でもございます。また、会長と十分な意思の疎通が必要なことと存じますので、会長に御一任をされたいかかと思ひ、御提案を申し上げます。

奥澤食品監視課長 ただいま、会長に御一任したらというお声がございましたが、御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

奥澤食品監視課長 それでは、宮澤会長から副会長お二人を御指名いただきたいと思ひます。よろしく願いいたします。

宮澤会長 それでは、副会長といたしまして、黒川委員及び碧海委員をお願いしたいと思います。いかがでございましょうか。

(「異議なし」の声あり)

奥澤食品監視課長 それでは、ただいま御指名いただきました黒川副会長、碧海副会長には副会長席の方にお移りいただきたいと思ひます。

(黒川副会長、碧海副会長、副会長席に着席)

奥澤食品監視課長 それでは、代表いたしまして宮澤会長からごあいさつをいただきたいと思ひます。よろしく願いいたします。

宮澤会長 宮澤でございます。一言ごあいさつをさせていただきます。

ただいま東京都食品衛生調査会の会長に御推挙をいただきました。このことは私にとりまして非常に光栄に存するところでございます。黒川副会長、碧海副会長とともに精いっぱい務めさせていただく所存でございますが、委員の皆様方におかれましてもよろしく御協力のほどお願い申し上げます。

簡単ではございますが、ごあいさつとさせていただきます。

奥澤食品監視課長 ありがとうございます。

それでは、これから諮問に移らせていただきます。宮澤会長に福永副知事から諮問書をお渡しさせていただきます。

なお、委員の皆様には諮問書の写しをただいまからお配りさせていただきます。

福永副知事 それでは、本日、石原知事は所用のため出席をいたすことができませんので、私から諮問をさせていただきます。

下記の事項について諮問をする。

平成15年8月28日 東京都知事石原慎太郎

東京都食品安全基本条例（仮称）の考え方について

諮問理由

近年、牛海綿状脳症（BSE）をはじめ、食品に関する事件・事故が相次いで発生し、都民の食品に対する不安・不信が高まっている。

そこで、都として、食品の安全確保に向けた今日的な課題に適切に対応し、食品の生産から消費にいたる各段階での安全確保対策を総合的かつ計画的に推進するため、「東京都食品安全基本条例（仮称）」の考え方について諮問する。

どうぞよろしくお願いをいたします。

（ 諮問書手交 ）

奥澤食品監視課長 ただいま鈴木委員がお見えになりましたので、御紹介いたします。

鈴木委員 どうも遅参いたしました。鈴木でございます。

奥澤食品監視課長 それでは、諮問に当たりまして、福永副知事からごあいさつ申し上げます。

福永副知事 ただいま紹介をいただきました東京都副知事の福永でございます。

食品衛生調査会への諮問にあたりまして、一言ごあいさつを申し述べさせていただきます。

委員の皆様方には、本調査会の委員を快くお引き受けいただきまして、また、本日御多忙の中御出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

さて、改めて申し上げるまでもなく、食品の安全確保は都民生活の基礎をなすものでございまして、都政の大きな課題の一つでございます。最近の食品の安全確保の状況を見ますと、牛海綿状脳症（BSE）の発生を契機といたしまして、食品の偽装表示問題や、輸入農産物の残留農薬問題など、都民の皆様からいただいてまいりました食への信頼を揺るがすような大きな事件が次々と起こっております。これら一連の事件は、事件発生後の対応を中心とした従来型の対策では、都民の皆様が抱く不安、あるいは不信というようなものを解消いたすことが非常に困難であることを強く示唆しているものであります。

このような事態に対応するために都では、食の安全・安心確保に向けた都独自の仕組み

の構築を、昨年11月発表の重要施策の中で重点事業の一つとして位置付けて、食品安全情報評価委員会の設置、食品衛生自主管理認証制度の創設など、新たな仕組みづくりに積極的に取り組んでおります。今後、更に未然防止型の食品安全行政へと施策の軸足を大きく移して、食品の安全を生産から消費まで一元的に把握いたしていくため、都の食品安全行政を体系化いたしまして、総合的なものとしていく「食品安全基本条例」の成立が喫緊に必要となっております。

委員の皆様方には大変御苦勞をおかけいたすものでございますけれども、都民の皆様への信頼回復をしていくために、条例の考え方について御検討をお願いいたしたいと存じます。食品衛生調査会で御審議をいただきました結果をもとに、今年度のうちには条例化に向けて都を挙げて取り組んでまいりたいと考えております。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

結びになりますけれども、皆様方のますますの御健勝と御多幸を祈念申し上げまして、私からのごあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願いをいたします。

奥澤食品監視課長 なお、副知事は次の会議の予定がございますので、申しわけありませんが、ここで退席をさせていただきます。

福永副知事 どうぞよろしくお願いいたします。

(副知事退席)

奥澤食品監視課長 それでは、以後の進行は宮澤会長をお願いしたいと思います。

宮澤会長、よろしくをお願いいたします。

宮澤会長 承知いたしました。

それでは、まず事務局から今回の諮問の理由とその背景について御説明願います。

奥澤食品監視課長 それでは、諮問に至った理由とその背景について説明させていただきます。

申しわけありません。以後は座って説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

食品の安全が確保されていることは、都民が健康で豊かな生活を営む上で欠かせない基本的な条件となっております。そのため都では、平成2年に「東京都における食品安全確保対策にかかる基本方針」を策定いたしまして、庁内各局が連携して施策を推進するとともに、都民への情報提供に努めてまいりました。

平成13年、御存じのように千葉県において我が国初の牛海綿状脳症(BSE)が発生した際にも、9月10日に農林水産省がその事実を公表したわけですが、その翌11日に健康局、当時は衛生局と言っておりましたが、それから産業労働局、中央卸売市場の3局による連絡会を開催いたしまして、各局の当面の対応について取りまとめて、報道機関やホームページを通じて都民に情報提供いたしました。BSEの対応につきましては、その後も随時新たな取組状況につままして、この連絡会として延べ16回情報提供を行っております。

このBSEの発生は、それまでの我が国における食品安全対策のあり方について根本的な見直しの必要性を問う契機となりまして、国におきましてBSE問題に関する調査検討委員会において詳細な検討が行われ、今後の食品安全行政のあり方が提起されました。この検討会報告を踏まえまして、その後、食品安全行政に関する関係閣僚会議におきまして、

食品安全委員会の設置や食品安全基本法制定の方針が示され、この方針に沿って法整備が着々と進められております。

都におきましても、これまでも食品衛生の規制範囲にとどまらず、食品製造業等取締条例のように規制対象業種を広げるなど都独自の規制を行い、また、食品衛生法が基準を設けていない分野につきましても先行的な調査を実施し、その結果を公表して、国としての対応を要請するなど、現行制度の中でできる限りの対策を講じてまいりました。

しかしながら、BSEの発生以後、加工乳による大規模な食中毒事件、食品の偽装表示事件、あるいは指定外添加物を使用した香料に係る全国的な回収騒動、基準を超えた農薬が残留する中国産冷凍ほうれんそうの問題など、食品の安全に対する信頼を損なわせるさまざまな事件が続発し、都民の食品への不安、不信がかつてないほど高まってきております。この間、国におきましては、食品安全基本法の制定や食品衛生法の改正など、国制度としての食品の安全確保に向けた対策を講じてきておりますが、都といたしましては、大消費地東京という地域特性を踏まえた対策を進めていかなければならないと考えております。

こうした中で、都では、食品安全情報評価委員会の設置や、食品衛生自主管理認証制度の創設など、未然防止型の食品安全行政を推進するために、食品の安全・安心確保に向けた都独自の仕組みの構築を進めておりますが、更に、食品の生産から消費に至る各段階で食品安全行政を総合的に推進するためには条例を制定する必要があると考え、関係各局による検討を進めてまいり、この8月15日に「東京都食品安全基本条例 - - 仮称でございますが - - 制定に向けた基本的な考え方」を公表したところでございます。この基本的な考え方は、関係者の意見を伺いながら、条例化を進める際の素材としてまとめたもので、現在、都民をはじめ関係者からの意見を募集しているところでございます。本調査会におかれましても、同様にこの基本的な考え方を素材として御議論いただければと考えております。

なお、この基本的な考え方につきましては、先ほど申し上げましたように、現在意見を募集しているところでございますが、広く都民をはじめ関係者の意見を反映させるためには、直接、生の声を伺う機会も必要と考え、会場を設けて「意見を聴く会」の開催を考えておりまして、9月16日に会場を確保しております。

最後に、本調査会における審議でございますが、先ほど副知事から申し上げましたとおり、都といたしましては年度内の条例制定を考えておりますので、年内に答申をいただければと考えております。

以上、今回本調査会に諮問させていただきました理由と背景を簡単に説明させていただきました。

宮澤会長 ありがとうございます。

続きまして、条例制定に向けた基本的な考え方について御説明願います。

村田副参事、お願いいたします。

村田健康局副参事 それでは、お手元に資料の1としまして、「東京都食品安全基本条例（仮称）の制定に向けた基本的な考え方」という資料をお配りしているかと思っておりますので、そちらの方の本文をごらんいただきながら、説明させていただきます。

それでは、まず1ページをごらんください。まず条例制定の趣旨でございます。

ただいま、諮問の理由、それから背景に関します説明の中で、条例制定の必要性に対する私どもの認識について説明させていただきましたが、今回、この基本的な考え方をまとめるに当たりまして、条例を制定しようとする趣旨を改めて考えたところでございます。3点ほど整理をさせていただいております。

1点目は、食品の安全確保について都としての基本的な考え方、関係者の責務と役割、更には、安全確保のための具体的な方法を条例として示していく必要があること。

2点目ですが、食品の安全確保には、行政の取組とともに、関係事業者や都民との協働ですとか、連携というものが欠かせないこと。

3点目としまして、安全確保のための具体的な方法に関しまして、法と条例の基本的な関係は踏まえつつも、法の規定だけでは対応が難しいといったような課題に関しまして、大消費地東京の実情等を踏まえ、独自の対策を条例に基づきまして講ずる必要があるといったような点を整理いたしました。

続きまして、制定に向けた考え方の内容につきまして、お話をさせていただきます。

初めに、総則的な部分に関しまして説明させていただきます。

「第1 総則」の方をごらんいただきたいと思います。この基本的な考え方では、条例の目的としまして、「食品の安全を確保することにより、現在及び将来の都民の健康を守ること」を掲げております。この目的を達成するために、関係者の責務、役割や都の基本的な考え方、施策の基本的事項、その他の取組を定め、食品安全対策を総合的・計画的に推進していこうということでございます。

さて、この目的を達成するために、この「基本的な考え方」にどのような内容を盛り込んでいるかという点でございますが、ポイントとしましては4点ほど掲げさせていただきたいと思っております。

1点目ですが、食品の安全性に関する情報を科学的に分析・評価し、施策に反映させることを盛り込んだという点でございます。

2点目は、法では対処できない課題に対応するため、この条例に基づきまして、都独自の未然防止策を創設しようとする点でございます。

3点目は、生産から消費に至る各段階で総合的・計画的な施策の推進を図ろうとする点でございます。

4点目ですが、都民や事業者との理解・協力に基づきました安全対策を推進しようという点でございます。

こうしたポイントの詳細につきましては、これから説明させていただきたいと思っております。

続きまして、私どもがどのような考え方に立って食品安全行政を進めようとしているのかについて、説明させていただきます。

めぐりまして2ページの方をごらんいただきたいと思います。基本的な考え方としまして3点ほど掲げております。

1点目は、事業者責任を基礎とする安全行政でございます。食品の安全確保のためには、まず食品の供給者である事業者が自らの責務を確実に遂行するべきという考え方でございます。

2点目ですが、科学的知見に基づく安全行政ということでございます。科学技術の進歩で、一昔前には考えられなかったような技術によりまして、食品や包装等が作られており

ます。それから一方では、検査技術の進歩によりまして、これまでは知られておりませんでした物質ですとか、ごくごく微量に含まれている物質が検出可能となっていてあります。つまり、これまでは知られていなかった未知リスクというものが明らかになる可能性があるということでございます。したがって、これからの安全行政としましては、常に最新の科学的な知見に基づいた施策を生産から消費に至る全ての段階で講ずる必要があるという考え方でございます。

3点目は、関係者の相互理解と協力に基づく安全行政でございます。一昨年の上野氏発生当時を振り返りまして、事業者と消費者、消費者と行政との情報のやりとりが不足していたことが、消費者が食品の安全性について必要かつ十分な情報を持ってない、したがって、冷静な判断ができないという事態を生みまして、結果としまして風評被害につながったと言われております。したがって、これからの安全行政としましては、常に未知リスクが明らかになる可能性がある。それゆえに「食品の安全に絶対はない」という認識のもとに、都、都民、事業者が食品の安全確保に向けまして積極的に取り組むとともに、相互理解と協力に基づきました対策を講ずる必要があるという考え方でございます。

続きまして、「3 関係者の責務」でございます。先ほど紹介しましたポイントの4点目にもかかわることでございますが、都、都民、事業者が相互理解と協力に基づきました対策を講じていくためには、それぞれが一定の責務ですとか役割を果たす必要があると考えまして、盛り込まさせていただきました。

まず、食品の供給者としてその安全確保に一義的な責任があるということで、事業者の責務を筆頭に掲げました。具体的には7点ほど挙げておりますので、ごらんいただきたいと存じます。

それから、都の責務ですが、条例の目的や基本的な考え方を踏まえまして、食品の安全確保におけるその責任を明確にするため、7点の責務を挙げております。3ページの上段をごらんいただきたいと存じます。

最後に「(3) 都民の役割」でございます。食品の安全を確保するためには、事業者や行政の取組に加えまして、都民の方々の主体的な行動も不可欠であるという考えから、3点ほど挙げさせていただいております。

続きまして、「第2 食品の安全確保に関する基本的な施策」でございます。

ここでは、食品の安全確保に関しまして関係局と連携しながら、生産、製造から消費に至ります各段階でそれぞれの施策を充実・強化するとともに、こうした施策を体系化しまして、総合的・計画的に推進を図るべきとの考え方から、その中でも基本的な施策について整理させていただいております。具体的な内容としましては、次の4ページにかけまして8点ほど挙げております。

まず3ページですが、「(1) 施策の総合的・計画的推進」についてでございます。これは先ほどのポイントの3点目で紹介させていただきましたように、生産から消費に至る各段階で総合的・計画的な施策の推進を図るために、「食品安全推進計画」を策定し、その内容を公表しようというものでございます。

続きまして、4ページをお開きください。ポイントの1点目、食品の安全性に関する情報を科学的に分析・評価し、施策に反映するという点を盛り込みましたのが、この「(3) 情報の分析・評価」でございます。具体的な内容としましては、「食品安全情報評価委

員会」において、食品の安全性に関します情報を分析・評価し、その結果を都民への注意喚起、あるいは国、関係業界に対する働きかけなど、個別の施策に反映をさせようというものでございます。

「食品安全情報評価委員会」につきましては、後ほど改めて紹介させていただきますが、既に今年の7月末に設置し、活動を始めております。この条例制定後は、この条例に基づきます機関として改めて位置付けたいと考えております。

なお、(4)以降につきましては省略させていただきます。

続きまして、4ページの下の方に移りますが、「第3 危害発生未然防止の措置」につきまして説明させていただきます。

これは、先ほどのポイントの2点目に挙げさせていただきましたが、法では対処できない課題に対応するため、この条例に基づいて創設する都独自の未然防止の仕組みというものを書き込みました部分でございます。具体的には5点ほど挙げております。

1点目は、知事の安全性調査についてでございます。現在の法制度では、国が食品の安全性につきまして規格・基準を定め、これに基づきましてそれぞれの自治体が監視指導を行っております。したがって、規格・基準の定めのない食品につきましては、危害発生のおそれがありましても、法規に基づく規制等はできないというのが現状でございます。したがって、国が規格・基準を定めるまでは法制度では対応ができないということになります。

そこで、危害発生のおそれがある食品につきましては、知事の調査権をこの条例上位置付けまして必要な調査を行うという制度を考えました。具体的には、安全性調査を行う必要がある場合には事業者から報告を求める、あるいはその施設等に立ち入りまして、関係書類等を調査したり、あるいは、そのために必要な食品の提供を求めたりすることができるというものでございます。事業者に対しましては、この調査への協力を義務付けますとともに、その結果につきましては、食品の安全性についての情報を広く都民の方々に周知する必要があるとの観点から公表したいというふうに考えております。

続きまして、5ページになりますが、措置勧告という制度でございます。先ほどの安全性調査の結果、危害発生のおそれはあるが、規格・基準の定めがないなど法的な対応が困難というケースに関しましては、製造方法の改善ですとか、当該食品の販売自粛等を事業者に対し勧告しようというものでございます。

続きまして、「3 自主回収報告制度」という制度についてでございます。これは、事業者が食品の違反ですとか不良に気づきまして自主回収に着手したという場合には、その内容について都への報告を義務付け、その内容を都が公表しようという制度でございます。昨年の食品衛生法改正によりまして、行政によって発見され、処分の対象となった違反食品につきましては、その内容について公開するという制度が進められております。しかしながら、事業者が行う自主回収の内容につきましては、こうした制度がありませんので、新聞紙上等に掲載する「回収のお知らせ」といった社告ですとか、ホームページ上のお知らせ以外に消費者に知らせるといふすべはありません。それから、自主回収を行うという場合でも、実際には消費者の方々に公表しないでひっそりと行われ、その情報が消費者ですとか、行政には知らされないという事例があります。

食品の安全を確保するためには、行政による監視指導だけではなくて、事業者が自主的

に、かつ速やかに違反食品等を市場から排除する必要がありますが、こうした状況下では回収を促進するということは困難でございます。そこで、事業者の方々が自主回収を行うことにした場合には、その内容を都に報告するよう義務付けることを考えた次第でございます。都としましては、その情報をインターネット等で公表することにより、違反食品等に関する情報を都民の方々にお知らせし、注意喚起をしたいと考えております。それから、このことによりまして回収そのものも徹底されると考えております。

続きまして、6ページをごらんいただきたいと存じます。

「4 自主的な衛生管理体制の構築」についてでございます。事業者による自主的な衛生管理は、食中毒等の危害発生を未然防止するためのものでもございます。その責務としまして、先ほど紹介させていただきましたが、自主的な衛生管理の推進を事業者に対して責務として課しております。それから、都の責務としましては、そうした事業者の取組の促進にかかわります施策の推進を掲げておりますが、ここでは、都の施策の一環として、事業者や関係団体の自主的な衛生管理が促進されるような措置を講ずることということを書き込んでございます。

最後に、「5 緊急時の対応」でございます。食品の安全確保のためには、大規模な事故ですとか災害等が発生した場合の緊急対応が不可欠であるということから、そのための体制整備を図るということを掲げております。

続きまして、6ページの下の方に移りますが、「第4 情報の共有と交流」という内容でございます。

ポイントの4点目で掲げましたように、食品の安全を確保するためには、都、都民、事業者が相互に情報を共有し、相互理解と連携を図っていくということが必要でございます。そこで、食品の安全性につきまして、都、都民、それから事業者が共通認識を持てるようにするための取組について、その考え方を書き込んでおります。

続きまして7ページになりますが、「第5 国及び他の自治体との連携・協力」という部分をごらんいただきたいと思っております。

都内に流通しております食品の多くは、輸入、またはほかの県で生産・製造されております。輸入、生産・製造から消費に至ります各段階で食品の安全確保の徹底を図るため、国や関係自治体との連携、それから相互協力等を推進することとし、その考え方を書き込んでおります。

最後になりますが、「第6 その他」でございます。

ここでは、この条例の制定に際しまして、これまで食品衛生に関してさまざまな提言をいただいていた「食品衛生調査会」、この組織を改組いたしまして、食品安全確保対策について広く御議論をいただく場としまして、これは仮称でございますが、「食品安全調査会」というものを設置したいと考えております。

以上が基本的な考え方の主な内容でございますが、この基本的な考え方は、これからの御議論の素材として用意させていただいたものでございます。したがって、この基本条例の具体的な内容ですとか、施行の時期に関しましては、これから関係者の方々の御意見等を踏まえながら検討していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

宮澤会長 ありがとうございます。

ただいま御説明願いました基本的な考え方を踏まえまして、これからの条例制定に向けて御検討いただくこととなりますが、その際の参考として、現在行っております都の食品安全行政の現状について御説明願います。

奥澤課長、お願いします。

奥澤食品監視課長 それでは、東京都の行っております食品安全行政の現状について、簡単に説明をさせていただきます。

お手元の資料2をごらんいただきたいと思います。1枚表紙をめくっていただきますと、横書きの図がございます。これは食品安全確保対策の全体像を簡単に示したものでございます。もとより、食品の安全を確保するためには、生産、流通、消費の各段階を通して安全を確保していかなければなりません、それぞれの段階で庁内の関係局がどのように関わっているかをごく簡単に示したものでございます。

まず、農産物や魚介類など、これは生産段階で土壌だとか水だとかに存在しておりますさまざまな物質の影響を受けてまいります。こういった環境中の化学物質の調査をはじめ、排出規制などを担当しておりますのが、一番左に掲げております環境局でございます。

それから、実際の生産段階で生産者に対する指導や取締りを担当しておりますのが産業労働局でございます。農薬や動物用医薬品の適正使用の問題をはじめ、技術指導による産業振興などを行っております。

その右の方にいきまして、中央卸売市場は、食品の流通拠点の一つであります卸売市場を管轄しております。毎日大量の食品が卸売市場を通じて流通しております、食品の適正流通とあわせ、最近は特に関係業者の指導を通じた食品の安全確保の問題も重要視されてきております。

一番右にあります生活文化局でございますが、消費者行政を担当しております。消費生活条例を所管しております、消費者保護の立場から調査申出制度を運用しております。また、安全に関する情報提供や消費者教育を担当しております。

下にあります健康局でございますが、食品の製造や販売を直接規制しております食品衛生法を所管しております。製造者や輸入者、販売者等に対する監視指導をはじめ、食品や食品添加物などの検査を行い、適正表示に関する指導も行っております。

これらの関係局でございますが、相互に情報交換をいたしまして、連携して事業を進めているというのが現状でございます。

次に、2ページをごらんいただきたいと思います。これは最近の取組に絞って説明をさせていただきます。

ここに六つの事項を掲げさせていただいておりますが、菱形マークをつけた五つの事項、上から五つでございますが、これは先ほど副知事のごあいさつでも申し上げましたように、平成15年度の重点事業として取り組んでいる事業でございます。

まず、最初の「食品安全情報評価委員会の設置」でございます。専門家や消費者代表等20名で構成する委員会を設置いたしまして、食品の安全に係るさまざまな情報を評価していただいて、重点的な検査・監視、あるいは都民等への情報提供に活用させていただくものでございます。これにつきましては、この7月に第1回目の委員会を開催したところでございます。

1枚おめくりいただいて、3ページをごらん願います。食品安全情報評価委員会の概要

を图示したものでございます。都民から寄せられる相談や問題提起をはじめ、学術情報など食品の安全に係るさまざまな情報の中から、評価委員会での検討が予想される課題をまず整理いたします。この際、法に基づく基準等が設定されていないなど、現行の法体系で規制されていないリスク情報を中心に整理しております。また、評価委員それぞれ各委員からも情報を提供していただいております。

この評価委員会は、これらの作業によりまして整理した検討課題の候補をもとに、検討課題を評価委員会として選定し、必要があれば専門委員会において検討を行います。また、評価委員会におきましては、リスクコミュニケーションの方法についてもあわせて検討をいたします。この評価委員会におきます検討結果は、必要に応じて行政対応について提言されたり、リスクコミュニケーションに反映されるということを考えています。

すみません、もう一度2ページにお戻りいただきたいと思っております。二つ目の「食品衛生自主管理認証制度の創設」でございます。飲食店など食品営業者の自主的な衛生管理の取組を、都が指定する民間事業者が認証する都独自の制度を創設するというところでございます。この8月に制度を立ち上げまして、現在、関係者に対する説明会を開始しているところでございます。

すみません、4ページをごらんいただきたいと思っております。本制度の概要を示したものでございます。まず、東京都の役割でございます。認証基準の作成、指定審査事業者の指定・監督、制度の周知など、制度そのものは都が定めます。

認証を受けようとする事業者の方々は、都の定めた認証基準に従いまして、衛生管理の具体的な方法、これはそれぞれの施設に応じて中身は変わってくると思っておりますが、それをマニュアルとして定めまして、指定審査事業者に申請を行います。指定審査事業者は、そのマニュアルに記載された衛生管理の内容が都の定めました認証基準に合っていること、そして一定期間その衛生管理が実際に行われていることを確認して、その上で認証書を交付いたします。なお、認証基準のレベルでございますが、基本的な衛生管理に視点を置いたものとなっております。

この制度の導入によりまして、これまでなかなか消費者から見えないところで行われておりました自主管理の取組、地道な活動でございますが、これを客観的に評価することが可能となり、都内の食品営業施設における衛生管理の取組が一層促進されることを期待しております。なお、今年度は豆腐製造業と集団給食施設を対象としまして、今後、順次対象を拡大していく予定でございます。

すみません。もう一度2ページにお戻り願いたいと思っております。次に、「都民のための生産情報提供プロジェクト」でございます。都内に流通する食品につきまして、生産地だとか、あるいは使用された農薬など、それらの情報を協賛企業との連携によって提供していくといった事業でございます。これにつきましては産業労働局が取り組んでいる事業でございます。

次に、「検査・監視体制の再構築」でございます。都内に流通いたします食品の約7割が通過する輸入倉庫であるとか、大規模流通施設に対しまして検査や監視を重点化し、できるだけ食品が流通・拡散する前の段階で対応しようとするものでございます。これらの施設は、必ずしも現在の食品衛生法で言うところの営業許可を必要とするものではないでございますが、許可の有無とは切り離して、流通する食品そのものに着目をして、検査・監視

していこうとするものでございます。

また、食品機動監視班による監視指導を行ってございました従前の食品指導センターという組織がございました。それと、検査・研究を行ってございました都立衛生研究所、これらを一体化いたしまして、新たに健康安全研究センターを設置いたしまして、より効果的な検査・監視が行えるようにいたしたところでございます。

それから、その次の「総合的な食品安全行政のための体制等の整備」でございます。この4月から、それまで生活文化局で担当してございましたJAS法に基づく食品に係る表示の業務でございますが、これを健康局に移しまして、食品衛生法に基づく表示と密接な連携のもとに行うことといたしました。また、食品安全基本条例の検討を進める中、今年の6月に庁内の連携組織として食品安全対策推進調整会議を設置したところでございます。

一番下の「食品安全ネットフォーラムの開設」でございます。食に関するさまざまな問題について、都民や事業者が相互に情報や意見を交換し、討論する場として、この8月にインターネット上に食品安全ネットフォーラムを開設いたしました。

すみません、5ページをごらんいただきたいと思います。設定されたテーマにつきまして意見を投稿したり、また、その意見のやりとりを閲覧したりすることができるようになっております。現在、「食品の信頼を回復するには～昨今の食品関連事件を振り返る～」というテーマを設定いたしまして、最近の食品関連事件とともに、あわせて有識者の方お二人の御意見を紹介した上で、ネット上で意見交換をしていただいております。期間といたしまして、取りあえず9月の末まで2か月間を想定しております。既に相当数の御意見が寄せられております。

以上、資料2について説明をさせていただきました。

なお、参考資料につきましても簡単に説明をさせていただきます。

参考資料の1でございます。細かい中身については省略させていただきますが、東京都が食品の安全確保対策を進める上で、基本的な考え方、施策推進の方向及び施策の体系を示したもので、平成2年に策定されました。平成11年に一部改正されたものを用意させていただきます。中身については後ほどごらんいただきたいと思います。

それから、参考資料の2でございます。これは平成13年の5月、古い話でございますが、報道にも公表させていただいた過去の事例ということで紹介をさせていただきます。ポリ塩化ビニル製のラップフィルムについてのものでございます。都では、食品衛生法の基準が設けられていない分野につきましても、さまざまな先行的な調査を行っておりますが、これもその一つでございます。いわゆる内分泌かく乱作用が疑われる物質として環境庁の方でリストアップされているものにつきまして、あくまでも疑いということで、その実際の人への影響というものはまだ明らかになっておりませんけれども、それらの実態を把握して、もし製造方法の改善等を行うことによって低減化できるものであれば、少しでも低減化する努力をしたらといった視点で調査を進めております。

経緯のところにも記載してありますように、実はこの調査はその前の年度、平成11年度の調査でポリ塩化ビニル製のラップフィルムからノニルフェノールが検出され、それを平成12年の6月に、庁内に「内分泌かく乱化学物質専門家会議」というのを設置されておりますが、そこに報告をいたしました。その際に、ノニルフェノールを含有しないように業界としても一定の対応をしている、製造方法を切りかえたという業界の対応を踏まえ

て、引き続きその低減状況を確認する必要があるという専門家会議のコメントをいただきました。

そこで、引き続き平成12年度に調査を行いました。その結果、切り替え前の製品がまだ少し流通をしているという事実。それから、切り替え後に製造された製品の一部に、量は前年度と比べると大分低いオーダーでございましたけれども、ノニルフェノール含有製品が認められた、こういったことから、関係業界に対してさらなる徹底を要望して、その事実を公表したところでございます。

それが、2ページ目はその専門家会議のコメントで、3ページ目が実際に私どもの方から工業会の方に要望書という形で提出させていただいた事例でございます。

この事例では、最大限の行政指導、あるいは関係業界の前向きな協力が得られましたので、所期の目的を果たすことができました。こういった行政指導というのは限界もございますし、相手の協力も限界があるということで、常にこういったような結果が得られるという保障はないと考えられます。

続きまして、参考資料の3でございます。昨年7月に新聞でも報道されました中国製のダイエット食品に係る薬事法違反の事例でございます。当初、肝機能障害との関係が疑われました。本事例につきましては、最終的には薬事法に違反する物質、N-ニトロソフェンフルラミンを検出したということで、必ずしも健康障害との因果関係ということではなくて、薬事法に違反するということが処置がなされております。

既知の、当時知られておりましたフェンフルラミンとは若干構造が変わっていたということで、当初はなかなか物質を特定することができませんでした。幸いにしてその物質を特定することができて、かつまた薬事法を適用するということになりましたので、一定の行政措置に結びつけることが可能となったということでございます。今後、似たような事例が生じた場合に、同じように既存の法令を適用して同様に速やかな対応ができるとは限らないのかなと考えております。

それから、参考資料の4でございます。先ほども若干御説明をさせていただいておりますが、昨年行われました食品衛生法の改正で新たに設けられました違反情報の公表制度ができ上がっております。都では実際にこの4月からホームページによりまして公表を行っております。行政処分、あるいは書面による行政指導を行った事例につきましては、その違反事実を公表するというものでございます。現在、ここに掲げましたような形で公表を行っております。したがって、営業者の方が自主的に行う自主回収というものは、この制度の対象にはなっていないというのが現状でございます。

以上、都が行っております、特に最近の状況に絞りまして説明をさせていただきました。

宮澤会長 ありがとうございます。

それでは、これから議事の(5)番目、質疑応答及び意見の方に入らせていただきたいと思います。

現在までに、諮問理由とその背景を奥澤課長から御説明いただきました。条例制定に向けての基本的な考え方については村田副参事からいただきました。更に、ただいま奥澤課長からは、東京都における食品安全行政の現状についての御説明をいただいたわけですが、このそれぞれについて御質問、御意見等がおありかと思っております。どんなふうにしたらいいかと思うんですが、最初の方から追って、そして最終的に全体をひっくるめてまた御意見

をいただきたいというふうに思うんですけれども、御意見、御質問等がありましたら、御発言をお願いいたしたいと思います。

まず最初ですが、諮問理由とその背景、これについては特に御質問ございませんでしょうか。

池山委員 消費者団体連絡センターの池山でございます。質問ではございませんで、要望でございます。

私ども都内の消費者団体は、89年に食品安全条例の制定で直接請求をしたんですね。それは否決をされまして、やっと食品安全条例の制定ということで、私たちの要望が実ったということで感慨も深いんですけれども、この制定の趣旨のところを、具体的にまだ条例の形でどうするかというのは先の話とは思いますが、前文というふうな形で是非条例のところにも盛り込んでいただいて、東京都がやっぱり都民の食の安全を確保し、都民の健康をきちっと守っていくんだよという決意表明みたいな形でこの趣旨のところも、是非、前文に盛り込んでいただけたらというのが私の要望でございます。

宮澤会長 ただいまの御意見ですが、事務局の方からお答えをお願いします。

村田健康局副参事 条例化の作業は、まさにこの調査会で御議論いただいた結果を踏まえてという作業になりますが、今後の参考にさせていただきたいと思っております。ありがとうございました。

宮澤会長 御納得いただけましたでしょうか。最初の諮問理由等についての御質問、これでよろしいでしょうか。

それでは、2番目に村田副参事の方から御説明がありました条例制定に向けた基本的な考え方、かなり盛りだくさんな内容があるかと思えますけれども、どうぞ御意見、御質問がございましたら御発言いただきたいと思えます。

はい、どうぞよろしくをお願いします。林委員。

林委員 林でございます。これを読ませていただいて、疑問といいますか、よくわからない点が幾つかあるんですが、その中で四つばかりお尋ねをして、同時に私の意見を申したいというふうに思っております。

一つは、都の責務が列記されておりますけれども、都の責務の中に都民の健康保護という責務については改めて載っていないんですね。目的規定に恐らく載るのかなと思えますけれども、都の責務の中になぜ都民の健康保護という責務が明文で書かれていないのかというのが一つです。是非それは、東京都はやはり都民の健康を保護するという非常に重大な責務を持っているということを責務規定の中にも書いていただいた方がいいのではないかとこのように思っております。

それから二つ目は、計画をつくるというのがございますね。総合的な推進をするために、3ページの第2の(1)ですけれども、「食品安全推進計画(仮称)」を策定することになっておりますが、これはどのような計画になるのかということです。食品衛生法の方では食品衛生の監視指導計画を立てるとというのが新設されておりますね。それは年次の計画なんですけれども、それとの関係はどういうふうになるのか。つまり、年次でお立てになるのか、あるいは内容的には食品衛生監視指導計画だけなのか、あるいはそうでなくて、もう少し東京都がおやりになろうとしている食品安全行政のトータルな分野にわたる計画なのかということが、よくわからないということです。私としては、是非、トータ

ルな計画として、単なる食品衛生監視指導だけではなくて、さまざまな分野に関する、例えば食品安全情報評価委員会でいかなる物質を評価するのかとか、そういうことも含めた計画にしていなければならないのかなというふうに思います。

それから、ここでは素材ということですので、これは計画をつくるとだけしか書かれていないわけですが、食品衛生法の食品衛生監視指導計画の方でも、策定に当たっては広く市民の声といいますか、関係者の声とかそういうのを聞いてつくりなさいというふうになっているわけですが、それはいわば当たり前のことだと思うので、是非そういうことも、できれば手続的な規定として条例にはっきり書いた方がいいのではないかと考えています。

それからあと3点目ですが、6ページに「第4 情報の共有と交流」というのがございます。これはいわゆるリスクコミュニケーションについて包括的な規定を置こうという趣旨のように読めるんですが、これは大いに賛成です。是非こういう方向で進めていただきたいと思うんですが、ただ、これは余りにも一般的な規定ですよ。基本条例であるから一般的な規定にならざるを得ないというのはよくわかりますけれども、ちょっと一般的過ぎるなという印象がありまして、できれば重要な部分、例えば今申し上げた計画の策定におけるリスクコミュニケーションの手続であるとか、あるいは基本条例の制定や改廃、そういう基本的な制度の設計の段階での事前のリスクコミュニケーションということとか、あるいは、リスク評価、安全情報評価をする際に何を評価するかということなどについても、消費者の関心も高いものがあるわけですから、そういうものを優先的に評価していくということが望ましいと思うんですが、そういう具体的なプロセスの中で、事前のリスクコミュニケーションなり、意見の聴取なり、意見の反映なりというふうなものを、是非これも具体の規定として書かれた方がわかりやすいと思います。

それから4点目ですが、この調査会を今度食品安全調査会に変えますということが書かれています。この調査会と、それでは安全情報評価委員会はどういう関係にあるのか。先ほどの御説明だとどうも条例上に評価委員会も位置付けるような、そういうふうな御説明のように聞きましたけれども、そうすると、この調査会とその委員会はどういう関係性にあるのか。あるいは、私はリスクコミュニケーションを推進する機関といいますか、そういうものがもう一つ必要かなと思っておりますけれども、それらの間の関係というものをもう少しわかりやすく御説明いただければと思います。以上です。

宮澤会長 4点ほど御質問があったわけですが、全般的に言いますと、もう少し具体的にわかりやすいようなというところえ方に受けとめられるわけですが、ただいまの御質問について順を追ってお話しただけですしょうか。

村田健康局副参事 それでは、私からお答えさせていただきます。

まず、都の責務に都民の健康を保護するという責務を課すべきではないかということなんですが、先ほどもお話しいたしましたように、この条例の目的そのものが、まさに食品の安全を確保することによって、現在及び将来の都民の健康を守ることですので、この条例に書き込む具体的な仕組み、あるいは基本的な理念そのものが、すべて都民の健康を守る、保護するということにつながるというふうに考えましたので、今回の基本的な考え方の中ではあえて都の責務としては書かなかったということでございます。ただ、この条例に基づきまして施策を進める以上は、当然のこととして都には責務が課さ

れているというふうに考えている次第でございます。

それから、2点目の食品安全推進計画についてでございます。この計画につきましては、この基本的な考え方を考えていく中では、食品の生産から消費に至る各段階での関係局の食品安全確保対策というものを一つに盛り込みまして、それを都民の方にお示しするものというふうに考えておりました、では具体的にどういう内容を盛り込むのかということにつきましては、今後、関係局とも相談しながら案を検討していきたいと考えております。

それから、その手続に関してなんですけれども、推進計画そのものは、先ほど御指摘ありました食品衛生法に基づきます監視指導計画とは異なりまして、少なくとも単年度単年度の計画ではなくて、中期的な計画ではないかというふうに考えておりますけれども、そうした計画を策定するに際しても、都民の方々、それから関係者の方々の御意見を聞く必要があるとは考えております。その手続に関しましても今後検討させていただきたいというふうに考えております。

それから、3点目のリスクコミュニケーションに関する規定をもう少し具体的にすべきではないかという御指摘なんですけれども、これは一つには基本条例でございますので、ある種リスクコミュニケーションに関する考え方を規定するべきなのかなと考えまして、この基本的な考え方という素材の中ではあくまでもその考え方を盛り込ませていただいたという次第ですので、ただいまの林委員の御指摘につきましては参考意見としてお伺いしたいというふうに考えております。

それから最後の、この条例制定後に新しく立ち上げたいというふうに私どもが考えております食品安全調査会と、それから食品安全情報評価委員会の違いは何なのかということなんですけれども、まず食品安全調査会は、あくまでも食品安全対策全体、施策の方向性を検討していただくための機関として考えております。ですから、例えば生産から消費に至る各段階での食品安全対策に係る基本的な事項、この条例に基づく新しい施策の方向性といったものですとか、あるいは新しい規制策ですとか、食品安全対策を進めるための誘導策等についても御議論いただくことがあるかもしれないと考えております。その審議いただきました結果につきましては、私どもの新条例の改正という反映があるかもしれませんし、それから主要な計画への反映ということもあるかと思えます。

一方で食品安全情報評価委員会は、どういう役割があるのかということなんですけれども、まずこの評価委員会につきましては、先ほども御説明させていただきましたように、法で規制されていない個々の食品の事例について、1件1件安全情報の分析・評価をすること。もちろん、どういう食品を対象にするのかということについては、その都度その都度最新のデータに基づきまして、評価委員会の委員の方々に選定をしていただくんですが、一つひとつの事例について分析をし、評価をいただくということでございます。その評価した結果はといいますと、食品安全対策全体の方向性というよりも、むしろ個別の施策、都民の方々への注意喚起、あるいは国への新しい規格・基準を制定する必要があるといったような提言に結びつくこともあるでしょうし、それから、関係業界に対して指導ないしは要望という反映方法もあると思えます。いずれにしましても、個別の施策に反映をさせていくというふうに考えてございます。

以上、4点の御質問につきましてのお答えでございます。

宮澤会長 ありがとうございます。林委員、御納得いただけましたでしょうか。

林委員 いや、まだちょっといろいろな疑問がありますけれども、私ばかりしゃべってもいけませんから、他の委員の御意見を。

宮澤会長 どうぞ鈴木委員、お願いいたします。

鈴木委員 鈴木でございます。何点かお伺いしたいんですが、国の方で基本的な基本法はできて、内閣府に食品安全委員会なんかも設置をしているんですが、これとの絡みの中でちょっとお伺いしたいんです。国の方ではリスクコミュニケーション官という、いろいろな生産、消費者からのずうっといろいろな要望を受け入れ、調整をするセクションがあるわけですね。今、林委員さんとの関連なんですけど、もう少しこの辺を、私からも要望なんですけど、具体的に基本法とはいうものの、その辺の調整機能をどうするのかというものはきちっとわかりやすく表現をしていただきたいなということが一つ。

それから、4ページの食品安全情報評価委員会と、2ページの2番目の「最新の科学的知見に基づき施策を適切に実施する」という言葉の絡みの中で、先ほど御説明の中で、食品安全情報評価委員会で検討課題を選定するしない、これをやるにはこの委員会の表決は合議制、多数決方式ですべて行っていくのか。とするならば、この科学的知見という問題は多数決方式にはなじまない言葉だと私は思うんですが、これを判断する方法。

この辺の2点についてお伺いしたいのであります。

宮澤会長 いかがでしょうか。

奥澤食品監視課長 最初の質問でございますけれども、いわゆる国においては基本法に基づいて食品安全委員会が設置されております。その専門の事務局というのが、国の場合には既存の厚生労働省、あるいは農林水産省などのリスク管理機関とは別に、新たに内閣府に専門の組織が設けられております。その中に多分先ほど委員がおっしゃられたリスクコミュニケーション官という立場のポストができていくというのが現状だと思います。

私どもの方は、いわゆる国のようなそういう既存のリスク管理を行う組織と独立した組織というものは想定しておりません。基本的に自治体そのものは、自治体の組織というのがリスク管理機関であるという位置付けになっております。ですから、そういったリスク管理機関として、その中に実際の地域の特性に合った施策を打ち出していくために、その組織の内部に今回盛り込ませていただいているようないろいろな新たな、あるいは既にもう設置させていただいているような取組をさせていただいているという御説明でよろしいでしょうか。

村田健康局副参事 それでは、2点目の御質問でございます。食品安全情報評価委員会につきまして若干説明を補足させていただきますと、この評価委員会の構成メンバーなんですが、毒性学等のいわゆる食品の安全性について見識のある専門家の方、科学者の方が中心になるんですが、専門家の方々と、それから公募で選任させていただきました一般の都民の方々と、そういう構成になってございます。したがって、課題の選定をする際なんですけれども、最終的にはそれぞれの委員が最もこの課題について検討をするべきと合意に達した課題を選定するんですが、選定の際の観点としましては、最新情報から見てこの課題が一番危険性が高いんじゃないかといったような観点から、専門家の委員の方々に順位をつけて選定していただいているという次第でございます。ですから、必ずしも形式的な多数決で決まっているわけではないということを回答させていただきます。

鈴木委員 ですから、科学的知見というものを評価するときに、これは本当にオーソリ

ティーの方でないとは……。だから、それはどうするんですか。

小川健康局副参事 私、評価委員会を担当している小川と申しますけれども、今の御質問に補足させていただきます。

まず、評価委員会のメンバーにつきましては、消費者の公募代表、それから学識経験者のほかに、一般の広範な有識者として、法律の専門家、食育の専門家、ジャーナリスト、そういうようなことで非常に幅広い方たちが委員としてなっていていただいております。

実際に評価する課題の選定につきましては、事前にそういう方たちからいろいろな課題を募りましたり、それから私ども事務局がいろいろな方面から、一般都民の方の苦情とか、相談事例とか、行政が実際現場で仕事をしているときに非常にこれはおかしいなとか、大丈夫かなと感じるような行政情報、そのほか学術的に - - 例えば、鹿の生肉による肝炎の発生ではございませんけれども、あれはかなり前からもう学術誌には載っておりました。そういうようなものをあらかじめ事務局の方で広範に集めたものを事前に委員の方々にお示ししまして、その中で選んでいただくと。いわゆる今まで行政が諮問をして、答申を得るといような形式ではございませんので、そういう形で課題を選定していくという非常に透明性を確保した、完璧ではございませんけれども、そういう仕組みになってございます。

それからもう一つ、専門的な評価につきましては、その課題につきまして専門委員会を立ち上げて、例えば今回のカンピロバクターという食中毒につきましては、微生物専門委員会を立ち上げて、その中にはメンバーの方々の専門委員のほかに、会長が指名するその課題の専門家、学者の方をお呼びいたしまして、それで本当に学術的な、学問的な観点からいろいろと御検討いただくと。そういうようなものを踏まえて、また再度評価委員会の親委員会の方に御報告し、御検討いただくというシステムになってございます。専門家プラス消費者、それから一般の有識者、そういう方たちをまじえまして御検討いただくというシステムでございますので、御理解いただきたいと思います。

宮澤会長 ありがとうございます。大変わかりやすい御説明と存じます。鈴木委員、よろしゅうございますか。

鈴木委員 はい、結構です。

宮澤会長 では碧海委員、お願いします。

碧海副会長 先ほど林委員から御意見がございましたが、私は、この第4の情報の共有と交流というところに私自身やはり大変興味がございます、ここのところが全体的にちょっとやっぱり具体的じゃないなというので、もう少し何か内容を知りたいという気がしております。これからおいおいまたその辺のところを議論されるんだと思いますが、それが一つ。

もう一つは、東京都というのはやはり非常に特殊な自治体なわけですね。世界の大都市の中でも一番人口が多いんじゃないかと思えますし、正確な数はわかりませんが、3分の1が単身世帯だというようなことも聞いておまして、食品の安全というのは食生活にかかわりのあることですから、そういう意味で、3分の1が単身世帯だというような特殊性みたいなもの。これは先ほどの池山委員の御意見にもありましたが、やはり前文とか何か一番初めのあたりに、そういう東京都の姿がもうちょっと触れられていた方がいいのではないかと。特に都民がこれを一つコミュニケーションの材料とするときに、今日伺った御

説明だと、余りにも東京都というものが非常に抽象的というか、何かよくわからないという感じがいたしましたので、あくまでもこれは意見でございますが、2点述べさせていただきます。

宮澤会長 ありがとうございます。今回は基本条例の制定に向けた基本的な考え方ということでございますので、ただいまのような御意見等を踏まえて、その中に盛り込めるものは盛り込んでいただければと思いますが。ほかに何か。どうぞお願いします。

村田健康局副参事 ただいまの御意見ですが、確かに3分の1が単身世帯ということは、まさしくこの東京という大都市の特性かと考えられますので、参考にさせていただきたいと思っております。ありがとうございます。

宮澤会長 まだまだ御質問があるかと思っておりますが、後ほどまた、まとめた御意見をいただくということにいたしまして、先ほど奥澤課長の御説明がありました、都の食品安全行政の現状についての御意見、御発言がありましたらお願いいたします。

高濱委員、お願いいたします。

高濱委員 私、食品産業センターの高濱でございます。私どもは食品メーカーの全国団体でございます。食の安全・安心の確保のために、HACCPシステムの導入とか、安全管理の徹底とか、コンプライアンス経営の実現とか、さまざまな取組をしているところでございますが、今回の条例につきまして御意見を申し上げたいと思っております。

今年の7月から食品安全基本法が施行され、食品安全委員会が発足し、更には、食品衛生法が大改正されるということで、こういう食をめぐる大幅な制度改正に対しまして、食品メーカー、私どもは加工食品でございますが、対応するのに大変苦慮をしているというのが実情でございます。また食品の表示なども大幅に変わるということで、特に食品メーカーは中小企業が多いものですから、そういう制度改正を理解し、ついていくというのが大変な状況でございます。しかし、食の安全・安心ということを実現するために全力を挙げて取り組まなければいけないと、考えている次第でございます。

ただ、正直申し上げまして、7月に新しい制度が発足してまだ日が浅く、制度改正について評価が定まっていない段階で、東京都さんが食品加工業者等に対して新しい義務付けをされるというのは、私どもとしては時期尚早じゃないかなと、そういう感がする面もございます。特に東京都さんは全国一の最大の自治体でございます。関係方面に与える影響も大きいと思っておりますので、今後慎重に御検討いただきたいと思っておりますし、私どももよく勉強しまして、御意見を申し上げたいと考えております。ただ、国の制度と何か違うことを規定されるというのは大変困ることございまして、国の制度との整合性をよくチェックしていただきたいということ、仮に条例を制定されるということであれば、国の制度との整合性について十分御検討ないし御議論をいただきたいというのが、私どもの基本的な立場でございます。

それで二、三か所、御意見なり質問でございますが、一つは、食品安全情報評価委員会について御説明があったのですが、国の方で食品安全委員会というリスクアセスメントをする機関があるんですけれども、食品安全委員会との関係はどういうふうになっているのかということでございます。例えば国の内閣府の食品安全委員会と、こちらの食品安全情報評価委員会との間で意見が食い違うというような事態が予想されるのかどうかということ、仮に食い違ったような場合、どのようなことが考えられるのかということをもまず第1

点としてお聞きしたいと思います。

それから、食品の表示の問題でございますが、特に4ページの表示の適正化推進でございます。表示については国の共同会議で今検討されているところでございますので、それと違う表示を義務付けられますと流通が混乱して、私どもメーカーとしても対応できない面があると思いますので、その辺は十分お考えをいただきたいというのが第2点でございます。

それから、最後でございますが、これが一番、食品メーカーといいますが、加工業者としては問題ではないかなと思っておりますのは、5ページの自主回収報告制度でございます。自主回収につきましては、今後いろいろ御検討いただきたいと思いますが、自主回収をする原因といいますが、理由というのは、さまざまなものがあるのではないかなと思います。

この原案を読みますと、何か一律に報告をさせて公表するというふうに読めるようになっておりますけれども、一律に義務付けるといのは、かえって自主回収を妨げてしまうようなことになりはしないかなと危惧いたします。自主回収といってもさまざまな要因がありますので、もちろん消費者の健康に問題があるような場合は特別でございますけれども、そうでない、少し表示を間違っていたとか、品質上の問題とかで、しかも影響が非常に少ないような場合には、必ずしも報告とか公表という措置がとられなくてもいい場合もあるのではないかとということで、危害の広がりとか、程度とか、いろんなケースに分けて考えるのがいいのではないかなと思います。今後、この辺についてはいろいろと御検討をいただきたいと考えております。以上でございます。

宮澤会長 ありがとうございます。現状というところからまたもとへ戻ったような感じもしないわけではないんですけれども、ただいまの御質問等に関しまして、事務局の方から御意見いただけますか。どうぞよろしく願いいたします。

小川健康局副参事 それでは私の方から、食品安全情報評価委員会と国の安全委員会の役割の違いにつきまして、概略を御説明させていただきます。

基本的には、国の安全委員会につきましては、食品添加物でありますとか、農薬とか、そういう個々の物質の毒性を評価いたしまして、そういうものによりまして規格とか基準の設定、いわゆる法律に基づく規制の根本になるような制度的なものをつくるための評価を行うというふうに理解しております。例えばそのほかに遺伝子組換え食品の認可でありますとか、体細胞クローン牛の認可でありますとか、そのほかたくさんあると思うんですけれども、そういうような根本的な問題に対する安全性評価、健康影響評価を安全委員会の方で行って、各省庁に勧告をする。

そういう役割があると思うんですが、私どもの方といたしましては、基本的に東京都の地域特性に応じたさまざまなリスク、これは東京都というのは当然現場を抱えております。つまり消費レベル、販売レベル、そういうレベルで流通されているようなものの、皆さん、都民の方々が実際に食べられていて不安に思うとか、何か苦情がありますとか、そういうようなものを調べていきますと、例えばある物質が検出されたけれども、それは規格・基準等はないけれども、果たしてそういうものはどういうふうにとらえたらいいんだろうと。フィールドを持ったレベルのものを対象といたしまして、そういうものを取り上げて評価するということが前提でございます。

極論を言えば、国が総論的なものをつくって、それを実際に食品として販売されたり消費されたりしている段階で、今度は現場レベルで各論のレベルで当然いろんな問題点というのが起こってくるはずですので、そういうものを早目に拾い上げて未然防止を図って、都民の人たちに注意喚起して、東京都の役割の中で規格とか基準というものは作ることができませんので、そういうものは国の方へ要望して、そういうような一応役割分担をはっきり考えております。

どちらかという、国の役割と東京都の役割を補完しながらうまく回していけば、非常に相乗効果が生まれるということで、特にその点につきましては、リスクコミュニケーションの段階で私どもは現場を抱えておりますので、その点に力を入れてこの安全情報評価委員会を運営していきたいと思っておりますから、基本的に国の評価と東京都の評価がバッティングするということではなくて、逆に国の評価がわかりづらければ、よりわかりやすく都民の方に説明するとか、そういうような役割は当然担うと思っておりますけれども、基本方針、基本的なところでバッティングするということは、私どもはないというふうに考えております。

宮澤会長 村田副参事、お願いいたします。

村田健康局副参事 ただいまの高濱委員からの幾つかの御指摘に関しまして、評価委員会以外の部分につきましてお答えしたいと思います。

先ほど、初めに国の制度との整合性をよく精査してほしいという御意見がございましたけれども、私どもとしましては、この基本条例に基づきます施策、それから具体的には未然防止の措置の部分でございますが、これも決して国と真っ向から対立をしようというのではなくて、ある意味評価委員会同様、国の制度と補完し合うような制度として考えた。これは趣旨の部分でございます。ただ、細かい点につきましては、これから整合性の部分も含めまして審議をいただければというふうに思っております。

それから、表示の適正化の部分につきましての御意見でございますが、これも御意見として踏まえまして、今後、審議の方を進めていただければというふうに考えております。

それから最後に、自主回収報告制度の対象について、何でもかんでも回収報告を義務付けられるというのはどうしたものかということをおっしゃっておられましたが、これも具体的な報告をするべき事例の考え方についても御意見をちょうだいしたいと思っておりますが、それからまた、条例化する際にはわかりやすいようなきちんとした規定をするべきだとはもちろん考えておるんですが、私どもがこれを考えた趣旨としましては、あくまでも食品に由来します危害の発生ですとか拡大を防止するためということでございますので、ありていに言えば、在庫調整等で回収せざるを得なくなってしまうというような事例は、これは危害の発生・拡大防止とはまた別の観点でございますので、少なくともそういう事例があるならば、この制度の趣旨とは違うのかな、対象ではないのかなというふうには考えております。いずれにしても、今後、こうした考え方についても御検討いただければと思っております。以上でございます。

宮澤会長 よろしゅうございますか。

和田委員、お願いいたします。

和田委員 先ほどの考え方のところで1点ちょっと質問したいんですが、基本的な考え方の(1)(2)(3)とありまして、その2ページ目のところに「関係者の相互理解と

協力に基づく安全行政」、ここに書いてあります、安全確保は「食品の安全に絶対はない」との共通認識のもとに。反対するわけではないんですけれども、食品の安全確保の共通認識が「食品の安全に絶対はない」と、これがまずスタートの共通認識だということがちょっと違和感があるんです。正直なところ、今、よく「リスクゼロということはありません」という言葉で言われていることと同じことだと思うんですけれども、私どもとしますと、ゼロはあり得なくても、限りなくゼロに近付けていくということで消費者の立場としては運動にも取り組み、そういうことを求めてきたということがありまして、ちょっとこれは書き方の問題かもしれませんが、後の本当の条例の中にこういう言葉が入るといっていいのではないとは思いますが、やはり書き方の問題というのこれから検討していかなければならないんじゃないかなということを感じました。それが1点です。

それからもう1点は、食品安全行政の現状についての2ページのところの3番目で、「都民のための生産情報提供プロジェクト」、ここに協賛企業という言葉が書いてございまして、ちょっと私が伺い損なったのか、私からわからないのかもしれませんが、協賛企業というのは具体的にどういうことを考えているのか、どういうことなのかということをお伺いしたいと思います。

以上、2点でございます。

宮澤会長 ただいまの御質問に対して、奥澤課長、お願いします。

奥澤食品監視課長 前段の御質問の方にお答えします。「食品の安全に絶対はない」というのは、まさに先ほどおっしゃられました「ゼロリスクはない」という、基本的には根本的に同じ考え方です。例のBSEの検討会の中でも、食育云々の必要性という中で委員会としての御指摘の中にもあったかと思えます。やはりこういった食品の特性といいますか、今日的な科学技術の進歩とか、そういうもろもろの中で、やはりリスク分析の考え方で、いわゆる特にこの辺のリスクコミュニケーションとの問題が非常に大きな問題になってくるのかと思えますけれども、要するにリスクのレベルにも、限りなくゼロから、限りなく100というのはとんでもない話ですが、いろいろなレベルのリスクがあるんだろうと。それぞれのリスクに応じた規制なり、排除なり云々という対応が、限りなくゼロに近いのが好ましいのはもちろん私どもも否定する話ではないんですが、やはりそのリスクの程度に応じた受けとめ方が、私たち行政の対応、それから事業者の対応、あるいは一般の消費者の受けとめ方を全部含めて、そういった根本理解というのがやはり必要なのではないかなという発想で掲げさせていただいたということです。リスクがあっても許容するんだ、何でもいいんだという、そういう単純な発想ではございません。

武田産業労働局副参事 産業労働局でございます。先ほどの協賛企業というものは何かという御質問でございますけれども、産業労働局の方では、やはり食の安全・安心を確保するためにいろんな取組を行っていきたくて考えております。特にその事例といたしましては、まず生産の情報を記録して保管するというような話、またそれを都民にわかりやすく公表していただくというような取組、こういう取組をしている企業を皆様に知っていただきたいという運動をしていきたくて考えております。それに賛同していただける企業、こういう企業を協賛企業というふうに考えております。ですから今後、そういう企業の取組を東京都がいろいろな形でオープンにしていくといったことで事業を組んでいきたいと考えております。以上です。

宮澤会長 ありがとうございます。

はい、池山委員、よろしくお願いします。

池山委員 この基本条例の基本的な考え方は取りあえずということですが、私もまだ何点か御質問したいことがございます。

私が一番質問したいのは、都の職務、責務のところに、是非、施策の決定執行に対しては、透明性と公平性を確保するというを都の責務としてきちっと入れていただきたいと思えます。これは行政の責務として当然なことだと思います。それから、まだほかにたくさんあるんですけど、あとは意見としてまた後で出させていただきます。

それともう一つは、東京都における食品安全確保対策に係る基本方針というのが現状でございますね。あれは条例がないときにできて、大変私たちもこれについては、条例はないけれども、こういう基本方針で東京都はきちっと食の安全を確保しているということで、国の施策よりも充実していて、私どもとしては、東京都は食の安全は国の先を行っているというふうに、他府県の方に対してはちょっとお天狗だったんですけども、この扱いは一体この条例ができてどうなるのか。当然条例ができたなら、基本方針は条例に沿ってまた充実するのか、この基本方針のところを生かしながら条例に生かしていくのかとか、その辺の関係をお聞きしたい。

これは今後の検討のところで意見を述べた方がいいかもしれませんが、今、御意見を皆さんからいただいておりますよね。その意見についてどう扱うのか。これは正式にパブコメというふうに理解していいのか、ただ単なる意見と理解していいのかですけども、意見をとにかく出したら出しっ放しで、それが一体どうなのかと。これがその施策にどう反映して、自分の出したものは施策には反映しなかったけれども、ちゃんとこういう扱いでこうですよという扱いをきちっとしていただきたいと思うんですね。それがないと、まさに意見なんかというのはなかなか出しにくいということがありますので、後の意見を今後の検討方法のところでお答えいただくんだったらそれでも結構ですけども、よろしくお願いします。

宮澤会長 それでは事務局の方からひとつ、今の関連のお答えかと思っております。

村田健康局副参事 それでは、池山委員からの御質問、御要望等にお答えできるものはこの場でお答えしたいと思えます。

まず、都の責務に透明性の確保ということですが、これはこの場での御意見でございますので、今後の検討の中に反映させていただきたい、参考にさせていただきたいということでございます。

それから、基本方針の取扱いでございます。実はこの基本的な考え方を私どもが関係局と検討する過程で、この基本方針というものは参考にさせていただきました。最終的に基本方針を条例制定時にどうするのかということにつきましては、今後の御議論ですとか、どういう条例に最終的になるのかといったこと等も踏まえながら考えていきたいというふうに考えております。

それから、この場で委員の先生方に御発言いただいた内容ですが、当然のこととして今後の答申をつくる過程に反映されるべきものというふうに考えております。それから、意見募集を今行っているというふうに御報告しましたけれども、その意見の内容につきましても委員の皆様方に御紹介しまして、参考にすべきところは是非、御議論の参考にして

いただきたいというふうに考えてございます。以上でございます。

池山委員 この委員会に参考にするということだけでしょうか。普通、だからそういう意味では、パブコメか、ただ単なるこの委員会の参考意見 - - さっき条例化を制定する上での素材というふうにおっしゃいましたけれども、せっかく都民の方が意見を出していただいているときに、その意見が一体どういうふうになっているのか、自分の出した意見がどうなのかということはきちっと出した方にお返ししないといけないし、ただこの委員会で参考にしますということでは本当の意味での都民の参加というふうにはならないと思うのでお聞きしたわけですよ。

村田健康局副参事 恐れ入ります。ちょっと御質問の趣旨を私も勘違いしておったようでございますが、パブコメ、いただいた御意見に対していつの時点で都としてお答えができるのかということはまだ考えなければいけないんですが、最終的にはいただいた御意見に対しては、何らかの形で私どもの考え方というのはお返ししていきたいと考えてございます。

宮澤会長 ありがとうございます。

この調査会の会議時間は4時までという予定になっております。多々御質問があるかと思いますが、先ほどお手を挙げていただきました谷茂岡委員。

谷茂岡委員 私は意見というより、先ほど和田委員がおっしゃったように、消費者の立場からしますと、「食品の安全に絶対はない」という共通認識を持つということは、この言葉をやはり変えていかなきゃいけないと思うんです。何かもう少し上手な文で、安心・安全をモットーとしながら私どもは食生活を送りますし、それに、輸入食品が大変多くなっているときに、この言葉だけで私たちが認識してやっていけというよりは、何かもう少しこの言葉を変えた文章で条例の中には入れてほしいと思っていますので、考えてほしいと思います。

宮澤会長 ありがとうございます。ただいま申し上げましたように時間がかなり過ぎておりますので、次の方に移らせていただいてよろしゅうございますか。

それでは、今後、諮問された事項につきまして、どのように具体的な検討を行っていくか、幾つかお諮りしたいと思うんですけれども、先ほど福永副知事のごあいさつにもありましたように、今年度内に条例を制定するというところでございます。非常に短期間に集中して御審議をいただき、まとめる必要があるかと思えます。

今後の検討方法ですが、今まで調査会では、調査会の下に専門委員会を設置し、その具体的な検討を行ってまいりました。今回の諮問事項につきましても、本調査会メンバーの中から、学識経験者、食品関係業者、食品消費者とそれぞれの立場の委員で構成される専門委員会を設置したいと思えますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

宮澤会長 ありがとうございます。それでは、専門委員会の設置につきましては御了承いただけましたので、この専門委員会の座長を選出したいと存じます。会の運営をスムーズに行うためにも、私としましては、この方面の本当の専門家とも言える人、黒川副会長に取りまとめをお願いしたいと思います。黒川副会長は、国立医薬品食品衛生研究所安全性生物試験研究センター長、このメンバー表の中にも書かれておりますけれども、かつてそこにお勤めをなされ、現在では佐々木研究所の理事長をなさっておられます。私は黒川

副会長に是非お願いしたいと思います。いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

宮澤会長 よろしくお願いいたします。ありがとうございました。

続いて、専門委員の選任についてでございますが、事務局から何かお考えがありましたら、よろしくお願いいたいと思います。

村田健康局副参事 専門委員会につきましては、できるだけ早期に開催したいというふうに考えております。このため、専門委員の方々の人選につきましては、宮澤会長、それから黒川副会長に御一任いただければ、事務局の方で御相談しながら早急に人選の方を進めさせていただきまして、その結果は書面をもちまして皆様方に御報告したいと考えておりますが、いかがでございましょうか。

碧海副会長 よろしいですか。

宮澤会長 はい。

碧海副会長 専門委員会との関連で私から一つ提案をさせていただきたいんですが、先ほど事務局の方からの御説明に、都民の「意見を聴く会」というのをもう既に会場を設定されているという御説明がございました。本当なら「意見を聴く会」は2回でも3回でも4回でもやった方がよろしいんだと思いますが、時間的な制限もあるということで、是非私は、専門委員会がこの「意見を聴く会」をむしろ主催するというか、専門委員会の委員の皆様が直接都民の意見を聴かれるという形でこの会を開催されたらどうかというふうに思って、提案させていただきます。

宮澤会長 ありがとうございます。ただいま碧海副会長の方からそういう御提案がございましたけれども、それも含めまして、ただいま事務局から、専門委員会の人選を私と黒川副会長で行い、その結果を文書で委員の皆様にお知らせするという御提案がございました。これも含めてよろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

宮澤会長 ありがとうございます。それでは、ただいま碧海副会長から「意見を聴く会」の開催についての御提案がございましたけれども、これについてもお諮りしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

宮澤会長 異議なしの声でございますので、よろしくお願いいたします。

それでは、「意見を聴く会」の開催については専門委員会をお願いすることといたしまして、最後になりますが、今後の審議のスケジュール等について事務局から御説明願いたいと思います。

奥澤食品監視課長 今後、専門委員会、ただいま「意見を聴く会」も専門委員会ということで、それも含めまして数回やはり開催していく必要があるかと考えております。第1回目の専門委員会の開催日につきましては9月の第2週を中心に、黒川副会長さん、あるいは、これから専門委員会としてお願いいたします各委員の方と調整させていただこうと考えております。2回目以降、その後の日程につきましてはその都度調整をさせていただければと考えております。

宮澤会長 ありがとうございます。

以上で本日予定された議事はすべて終了いたしました。

最後になりますが、何か御質問がありましたら、短い時間ですけれども、お願いしたい
と思います。 - - 特にまた専門委員会が開かれますので、その折にいろいろ御質疑等もご
ざいますでしょうか。

それでは、委員の皆様には長時間にわたり御審議いただきまして、本当にありがとうご
ざいます。これで進行を事務局にお返ししたいと思います。

奥澤食品監視課長 ありがとうございました。

それでは、本日の調査会はこれもちまして閉会させていただきます。

本日はお忙しい中御出席いただきありがとうございました。

午後4時04分 閉会